

介護老人保健施設サービス重要事項説明書

(年 月 日現在)

当施設 医療法人新生十全会 介護老人保健施設 はーとふる東山（事業所番号2654180047・京都市）

施設住所 〒607-8492 京都市山科区日ノ岡夷谷町11番地 TEL. (075)771-4300

当施設の職員体制

当該施設では、常勤換算方法で看護職員15名以上、介護職員35名以上（非常勤職員含む）を配置しており、施設には2名以上の介護支援専門員がいます。また必要に応じ、管理者：常勤1名、医師：常勤換算方法で1.5名以上（内1名管理者兼務）、支援相談員：常勤換算方法で1.5名以上（内、常勤1名以上）、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：常勤換算方法で1.5名以上、管理栄養士：1名以上、薬剤師：0.5名以上、歯科医師・歯科衛生士は実情に応じて適切な人数を配置しております。（2025年7月1日現在）

1. 当施設の介護老人保健施設サービスの事業目的、運営方針及び内容

（1）事業の目的

要介護者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設サービスを提供し、入所者の療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

（2）運営上の基本方針

- ① 入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ② 自ら提供する介護老人保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③ サービスの提供に当たっては、当該施設の医師の意見、入所者の希望、心身の状況等を踏まえながら、療養上の目標を達成するため、具体的なサービス内容を記載した老人保健施設サービス計画書に基づき、入所者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行います。

（3）内容

種類	内容
食事	(食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~ 栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。
医療・看護	医師により、診察を行います。それ以外でも必要がある場合はお申し出ください。 ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、当施設の協力医療機関等での治療となります。

機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、定期的に着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のようなレクリエーションを行っております。 日々のレクリエーション、お楽しみ会 お誕生日会、バスレクレーション等
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

2. 施設利用に当たっての留意事項

入所者は、入所時にお渡しし、ご説明させていただきました「利用案内書」をご熟読いただくとともに特に以下の点に留意して当施設職員の指示に従ってください。

- (1) 消灯時間は、午後9時です。
- (2) 食事時間は、朝食：午前8時～、昼食：12時～、夕食：午後18時～です。担当の医師から療養室での食事の指示を受けている場合を除き、原則としての食堂でお願い致します。
- (3) 医師、看護職員等施設職員の指示を守り、他の入所者の迷惑にならないようにしてください。
- (4) 施設内での飲酒、暴力等、他の入所者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時退所していただきます。
- (5) 火災予防上、敷地内禁煙となっておりますので、ご協力お願い致します。
- (6) 現金、貴重品等は極力持ち込まないようにして下さい。万が一盗難事故があっても当施設では責任を負いかねます。
- (7) 電気コンロ、電気ストーブ等の電熱器の使用は、防災管理の必要上禁止させていただいております。
- (8) 入所中、荷物類やお見舞いの食品類等を長期間放置されると、食中毒等衛生管理上問題が生じます。荷物類や食品類は整理整頓し、衛生管理に充分留意してください。
また、食品類は放置したままにしておられると予告なしに処分することがあります。
- (9) やむを得ない事情により、療養室を変更させていただくことがありますので、ご了承ください。
- (10) 施設内の立入禁止場所には許可なく近寄らないようにしてください。

(11) 入所時の持参品は、別途「持ち物チェック表」にてご案内しておりますので、ご持参下さい。又消耗品については適宜補充をお願い致します。

(12) ベッド回りに置かれる荷物類は必要最小限にしてください。

(13) 入浴については、施設内の入浴施設をご利用ください。なお、病状等により担当の医師の判断で部分入浴や清拭になる場合があります。また入浴施設は男女別や時間帯により利用が制限される場合がありますので、看護職員の指示に従ってください。

(14) 面会時間は10時～20時までですので、定められた時間内でお願い致します。
(感染症等の影響により変更する場合があります)

(15) 施設サービス計画・栄養ケア計画など承諾が必要な書類についてはご協力を願います。

3. 利用料金等

(1) 基本料金

① 施設利用料（1ヶ月当たりの自己負担分）

要介護度に応じた基準単位数に各種加算を加算した額の本人負担分の支払いをしていただきます。（別紙料金表参照）なお、1ヶ月当たりの自己負担額の上限は当該利用料発生時の法令の規定する額となります。累積の負担額は1,000万円となります。

② 事業者は上記の金額を、入所時並びに制度が改定される都度、入所者又は代理人に書面をもって示すこととします。

(2) その他

① 居住費 従来型個室 1,728円/日 (非課税) 多床室 437円/日 (非課税)

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

② 食 費 朝食 365円/回 昼食 540円/回 夕食 540円/回 (非課税) 濃厚流動食 1,445円/日 (非課税)

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

③ 理容代 全理髪（シャンプー無）2,800円/回 (非課税) 丸刈り（シャンプー無）2,400円/回 (非課税) ひげ剃り1,300円/回 顔剃り1,300円/回 (非課税)

④ 洗濯代 一点につき100円で依頼していただけます。（1ヶ月上限10,000円）(非課税) コインランドリー1回100円 (税込)

⑤ テレビ利用料 150円/日 (非課税)

⑥ 死後の処置料 16,500円 (税込)

⑦ 各種文書料 (別紙料金表参照)

⑧ その他 費用が必要となる場合がありますが、その都度ご説明させていただきます。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が入所者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日居住地の市町村の介護保険担当窓口に提出されると、入所者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。

・基本料金の減免措置

公費負担医療対象者には基本料金の減免措置があります。詳しくは事務担当者にお尋ね下さい。

4. 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する、苦情、質疑等は、下記窓口までお申し出下さい。（別紙参照）
(サービス相談窓口)

電話番号	075-771-4300
担当者	看護師長・介護支援専門員
受付時間	午前9：00～午後5：00まで

※その他、看護部長・事務局でも対応させて頂きます。又、事務所横に設置している意見箱・電話・FAX・Eメールでも対応させて頂きます。

苦情解決責任者	寺内 知樹（施設長）
第三者委員	田中 長一（陵ヶ岡自治連合会会長）
	黒澤 啓一（陵ヶ岡学区民生児童委員協議会会長）

当施設以外の行政機関で苦情相談を受付ける窓口は下記のとおりです。

京都市においてはお住まいの区の区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課、他の市町村においては介護保険担当窓口	
京都市山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL 075-592-3290 FAX 075-592-3110
京都府介護保険審査会	TEL 075-414-4567 FAX 075-414-4572
京都府国民健康保険団体連合会介護保険課 介護管理係 相談担当	TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055
京都市医療安全相談窓口（京都市医療衛生企画課内）	TEL 075-223-3101

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名称 京都東山老年サナトリウム
- ・住所 京都市山科区日ノ岡夷谷町11

- ・名称 洛和会音羽病院
- ・住所 京都市山科区音羽珍事町2

- ・名称 なぎ辻病院
- ・住所 京都市山科区柳辻東漬5-1

・協力歯科医療機関

- ・名称 京都東山老年サナトリウム
- ・住所 京都市山科区日ノ岡夷谷町11

6. 非常災害時の対策

当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法第8条に規程する防火管理者を設置しております。また、消防計画により緊急時の対応にも万全を期しておりますのでご安心ください。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、入所者の家族及び入所者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 衛生管理等について

- 1 当施設では、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っています。
- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じ、必要に応じて医療衛生企画課の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 虐待の防止について

- 当施設では、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるおり必要な措置を講じます。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。
 - 4 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 副看護部長 佐々木 剛
 - 5 サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

10. 身体拘束等について

- 1 本施設では、原則として入所者に身体拘束等を禁止しています。
ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、緊急やむを得ない措置として、入所者及びその家族に対して、説明し同意を得た上で、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。
 - ① 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、入所者又は他人の生命・身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限ります。
 - ② 非代替性 身体拘束以外に、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 - ③ 一時性 入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます
- 2 身体拘束等を行う場合の手続きについて
本施設では、「抑制廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、3月に1回以上開催し、身体拘束等の実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

- (1) 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、あらかじめ入所者又はその家族に説明して同意をいただきます。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- (3) 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。

11. 業務継続計画の策定等について

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実質するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日
	評価機関の名称
	結果の開示 1 あり 2 なし
② なし	

12. 当施設の概要

施設名	医療法人新生十全会 介護老人保健施設 はーとふる東山
管理者	寺内 知樹

※本重要事項説明書は、「介護老人保健施設サービス契約書兼重要事項説明、同意書」に添付して使用、保管するものとする。